会社法改正:取締役会の監督機能(監査等委員会 設置会社、社外取締役)

2014年6月20日、会社法の改正法が成立しました。今回の会社法改正は、2006年の会社法施行以来初めての大きな改正であり、実務において長年議論されてきた問題への回答となっています。なお、本改正法は2015年4月1日までに施行される予定です。

本ブリーフィングでは、改正法で新設された監査等委員会設置会社と、長年議論されてきた社外取締役に関する規律について解説します。会社法の改正により導入された監査等委員会設置会社は、より社外取締役を使いやすく、また外国投資家にもわかりやすい制度にするという目的で創設されたものであり、会社にとって機関設計の有力な選択肢となるものと思われます。また、社外取締役の設置の義務付けは見送られたものの、上場会社等は、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することが求められることになりました。

監査等委員会設置会社の導入

改正に至る経緯

これまで、公開大会社が採用し得る機関設計としては、監査役会設置会社及び委員会設置会社(改正法により「指名委員会等設置会社」に名称が変更されるため、以下その名称を使用します。)の 2 つがありました。しかし、監査役会設置会社では、監査役の半数以上が社外監査役である必要があり、重ねて社外取締役を置くことに重複感や負担感があること、一方で指名委員会等設置会社では、指名委員会と報酬委員会において半数以上が社外取締役でなければならず、経営者の人事や報酬が最終的に外部者により決定されることへの抵抗感があると指摘されていました。また、監査役会設置会社においては、社外監査役は、取締役会において議決権を持っていない以上、代表取締役を十分監督する機能が果たせていないのではないかとの指摘が海外投資家からあったとされています。

監査等委員会設置会社の概要

監査等委員会設置会社では、監査役が設置されず、監査等委員となる取締役が監査を行います。監査等委員会は、3人以上の取締役で構成され、うち過半数は社外取締役である必要があります。監査等委員となる取締役は、それ以外の取締役とは区別して株主総会によって選任され、任期も他の取締役が1年であるのに対して2年であり、実効的な監査を行えることが期待されています。

監査等委員は、取締役であるため、取締役会で議決権を行使できます。また、いつでも、取締役等からその 職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすることができ、取締役の 法令違反等の行為により会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、取締役に対し当該行為の差止めを 求めることができます。

2

実務への影響

監査等委員会設置会社では、指名委員会等設置会社のように人事及び報酬の決定権を社外取締役に委ねない一方で、監査役会設置会社のような社外取締役と社外監査役との重複感もなく、また監査等委員となる取締役による実効的な監査も期待されていることから、会社としては、監査等委員会を選択することは検討に値するものと思われます。

社外取締役に関する規律

社外取締役を置くことが相当でない理由の説明

これまで、取締役会の監督機能の充実のため、社外取締役の設置の義務付けの是非が長年議論されてきました。 今回の改正では、社外取締役の設置を義務化することは見送られました。しかし、公開大会社であり、発行する株式につき有価証券報告書提出会社である監査役会設置会社においては、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会において取締役が説明する義務を負うこととなりました。これは、「comply or explain(遵守するか、遵守しないときは説明せよ)」という形の規律であり、相当な理由がない限りは社外取締役を置くことが前提とされていると考えられます。

なお、改正法附則において、改正法の施行後 2 年が経過した後に、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要があれば、社外取締役設置の義務付け等の措置を講ずるとの方針が示されています。

社外取締役等の要件の見直し

親会社関係者及び近親者の除外

現行法では、親会社の関係者や取締役の近親者は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外取締役等」といいます。)になることができます。しかし、親会社の関係者は、親会社と子会社の利益衝突の場面で純粋に子会社の利益だけを考えて行動することを期待しにくいということ、また、取締役等の近親者は、経営者からの独立性を欠き、実効的な監督ができないと考えられることから、今回の改正により、親会社等の取締役等、兄弟会社の業務執行取締役等、当該株式会社の取締役等の配偶者又は二親等内の親族は、社外取締役等になることができないとされました。

10年間のクーリング・ピリオド

これまで、一度でも当該株式会社又は子会社の取締役等であった者は、社外取締役等にはなれないとされていました。今回の改正により、就任前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役等でなかった者は、社外取締役等とされることになりました。これは、10 年間経過していれば、経営陣のコントロールが当該取締役等に及ばないであろうと考えられたことによります。

実務への影響

本年2月に、東京証券取引所により、上場会社は取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないとする上場規程の改正が施行されました。この上場規程の改正と今回の会社法改正により、上場会社において社外取締役を選任する流れがより加速していくものと思われます。実際に、昨年8月時点では、東証1部の上場企業のうち、社外取締役を選任している企業は62.3%でしたが、今年3月の株主総会後は、導入比率が76%に増加しているようです。

501205-4-295-v0.1 JP-8141-KI

社外取締役等の要件についての改正は、会社法施行後の最初の定時株主総会の終結時から適用されます。従って、社外取締役が法律上要求されている指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社、並びに社外監査役が要求されている監査役会設置会社では、改正法の基準のもとで、法律上必要とされる人数の社外取締役等を確保する必要があります。

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。



神山達彦 (かみやまたつひこ) パートナー

T: +(81 3) 5561 6395 E: tatsuhiko.kamiyama @ cliffordchance.com



茂木 論 (もぎさとし) シニア・アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6295 E: satoshi.mogi @ cliffordchance.com



鹿倉将史 (しかくらまさふみ) アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6323 E: masafumi.shikakura @cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2014 Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi

Amsterdam

Bangkok

Barcelona

Beijing

Brussels

Bucharest

Casablanca

Doha

Dubai

Düsseldorf

Frankfurt

Hong Kong

Istanbul

Jakarta*

Kyiv

London

Luxembourg

Madrid

Milan

Moscow

Munich

New York

Paris

Perth

Prague

Riyadh

Rome

São Paulo

Seoul

Shanghai

Singapore

Sydney

Tokyo

Warsaw

Washington, D.C.

501205-4-295-v0.1 JP-8141-KI

^{*} Linda Widyati & Partners in association with Clifford Chance.